

# 産業雇用安定助成金について

愛媛労働局 助成金センター

# 産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍型出向**により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して支給される助成金**です。

## 助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

### 【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

# 助成を受けるための主な要件

## ■ 出向元・出向先 共通

- 出向元、出向先ともに雇用保険の適用事業所であること
- 出向元事業主および出向先事業主の双方がそれぞれ支給要件を満たすこと

## ■ 出向元企業

- 直前の売り上げ等が1年前2年前3年前の同期と比べて5%以上減少していること
- 出向の実施について事前に労使間で協定すること

## ■ 出向先企業

- 出向開始6ヶ月前の日から出向の受入に際し、解雇をしていないこと
- 雇用量の最近3ヶ月の平均が1年前の同じ3ヶ月に比べ一定以上減少していないこと
- 雇用調整助成金の支給を受けていない(受けようとしていないことを含む) こと (R4.10.1改正)

## ■ 出向する労働者

- 出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された6ヶ月以上の者
- 個別に出向に同意していること

# 助成を受けるための主な要件

## ■ その他

- 人事交流、経営戦略、業務提携、実習等が目的でなく、かつ労働者を交換し合うものではないこと
  - 出向元と出向先で締結された契約（出向契約）によるものであること
  - 1ヶ月以上2年以内の期間の出向であること
- ※助成金の支給対象は2年間（R4.10.1改正）
- 出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額（85%から115%の範囲）の賃金を支払うものであること

# 助成対象経費

## ● 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成

## ● 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

# ● 出向初期経費

## 具体例

- ・ 就業規則整備等の改正にかかる費用
- ・ 職場見学・説明会の費用
- ・ 出向先が負担するパソコン・ユニフォーム
- ・ 出向労働者の転居費用 etc

出向労働者 1 人につき 出向元 出向先 各 **100,000円** (定額)

※1度限り

加算が  
あります

## 出向元

- ・ 運輸、郵便、宿泊、飲食業、  
生活関連サービス業、娯楽業の業種  
又は
- ・ 生産指数が前年同期に比べ20%以上減少

+ 50,000円

## 出向先

- ・ 出向元業種と異なること

+ 50,000円

※グループ内出向には初期経費はありません

# ● 出向運営経費

## 具体例

- ・ 出向労働者に支払われる賃金（社会保険料は除く）
- ・ 出向元事業所が出向先事業所へ訪問して行う出向労働者面談に要する交通費等の経費
- ・ 出向先事業主が負担した出向先事業所における教育訓練（Off-JT）に要する経費 etc

# ● 助成率

助成金の助成率は **出向元** の雇用維持・解雇の有無で決定します

解雇あり

中小企業

$\frac{4}{5}$

大企業

$\frac{2}{3}$

解雇なし

中小企業

$\frac{9}{10}$

大企業

$\frac{3}{4}$

※グループ内出向

中小企業

$\frac{2}{3}$

大企業

$\frac{1}{2}$

※助成率の上乗せはありません

上限額（出向元・出向先の合計） **12,000円 / 日**

# ● 出向運営経費

## ● 助成額の算出方法

※出向労働者1人1ヶ月あたり

1

出向前  
賃金日額  
を算出

出向前の  
賃金日額  
A

2

出向前賃金日額×実労働日数 と  
出向中の賃金 を比較  
低い方×助成率

A  
×  
実労働日数

(低い方)

出向中の  
賃金

助成対象額 × 助成率

3

②と上限額と比較

助成対象額 × 助成率

(上限額との  
比較により低い方)

12,000円  
(上限額)  
×  
実労働日数

助成額



# ● 出向運営経費

## 具体例①

- ・ 出向元、出向先ともに中小企業（解雇なし）
- ・ 賃金負担割合：出向先100%

- ・ 出向者1人1ヶ月あたり
- ・ 出向 前 賃 金 日 額：16,000円
- ・ 出向 中 の 実 労 働 日 数：20日
- ・ 出 向 中 の 賃 金：340,000円

1

出向 前 賃 金 日 額  
16,000円

2

16,000円  
×  
20日  
320,000円

(低い方)

出向 中 の 賃 金  
340,000円

助成対象額  
320,000円

助成率  
×  $\frac{9}{10}$

288,000円

3

288,000円

(上限額との  
比較により低い方)

12,000円  
(上限額)  
×  
20日  
240,000円

助成額  
240,000円

# ● 出向運営経費

## 具体例②

- ・ 出向元、出向先ともに中小企業（解雇なし）
- ・ 賃金負担割合：出向元40% 出向先60%

- ・ 出向者1人1ヶ月あたり
- ・ 出向 前 賃 金 日 額：8,000円
- ・ 出向 中 の 実 労 働 日 数：20日
- ・ 出 向 中 の 賃 金：180,000円

1

出向 前 賃 金 日 額  
8,000円

8,000円  
×  
20日  
160,000円

(低い方)

出向 中 の 賃 金  
180,000円  
出向元：72,000円  
出向先：108,000円

2

助成対象金額  
160,000円

助成率  
 $\frac{9}{10}$

144,000円

3

144,000円

(上限額との  
比較により低い方)

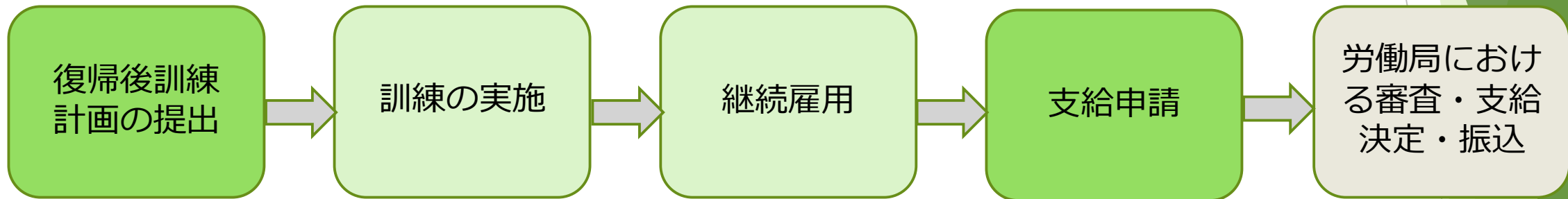
12,000円  
(上限額)  
×  
20日  
240,000円

助成額

144,000円  
出向元：57,600円  
出向先：86,400円

# 復帰後訓練助成の受給手続きの流れ

R4.10.1新設



訓練の内容について具体的な内容を検討し計画を提出します。  
(提出期限：訓練を開始する前日まで)

復帰後訓練計画に基づき、訓練を実施します。

訓練の終了後、復帰後訓練対象労働者を6ヶ月間継続して雇用します。

訓練の実施に基づいて支給申請をします。  
(申請の期限：訓練が終了した日の翌日から起算して6ヶ月が経過した日以後、当該日から起算して2ヶ月が経過する日)

支給決定された額が振り込まれます。

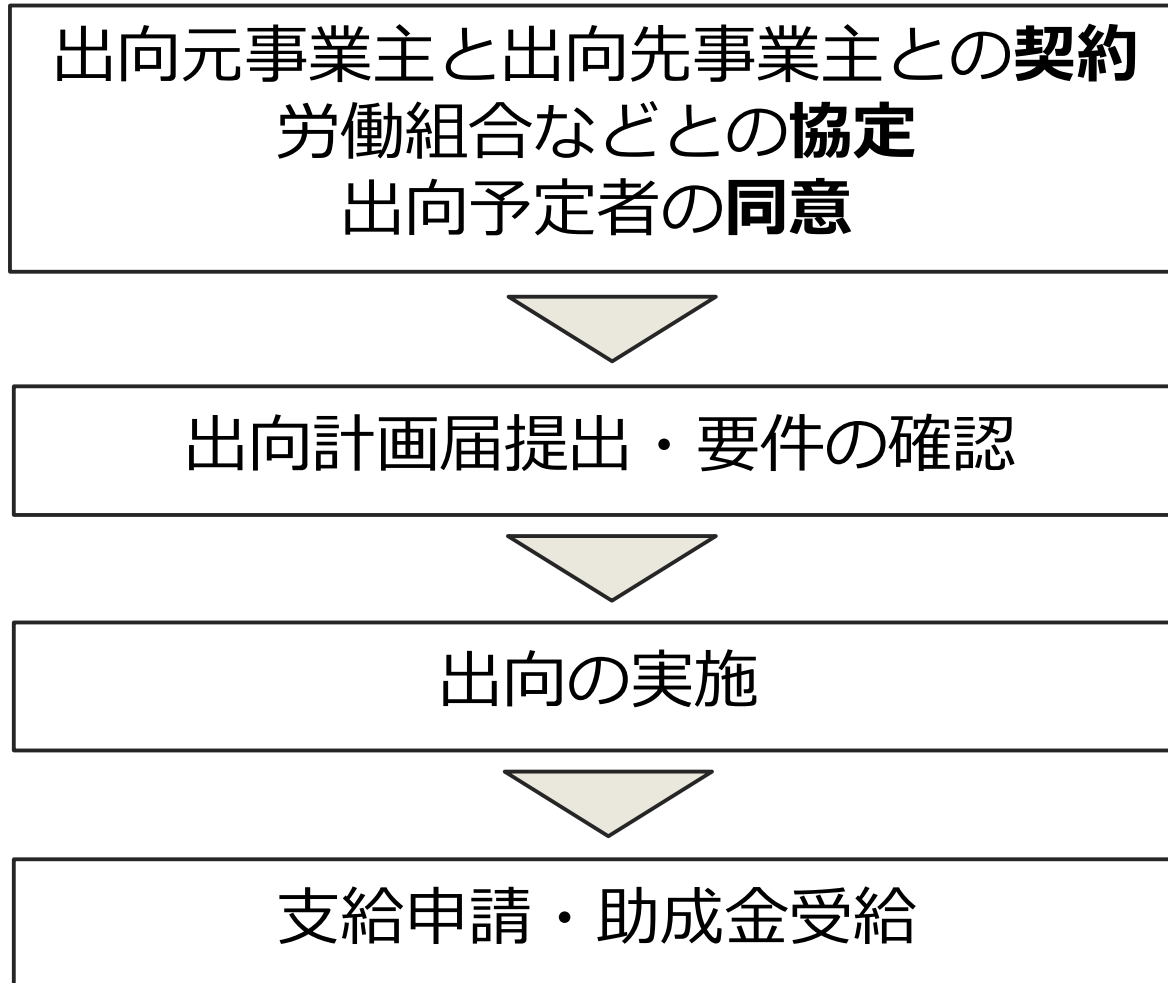
## 復帰後訓練対象労働者の要件

- ①R4年10月1日以降に出向が終了し、出向元事業所に復帰したものであること
- ②出向元事業主が作成した復帰後訓練計画届に基づき訓練を受講すること
- ③訓練時間数の8割以上を受講していること
- ④eラーニング又は通信制の場合は訓練の受講を終了していること

## 復帰後訓練助成の対象となる出向元事業主の要件

- ①職業能力開発推進者を選任していること
- ②復帰後訓練計画を訓練開始前に作成し、提出していること
  - 復帰後訓練助成の対象となる訓練を行うこと
  - 実施期間が6ヶ月以内であること
  - 訓練の開始日が出向終了日の翌日から起算して3ヶ月以内であること
- ③復帰後訓練計画に基づき、訓練を実施していること
- ④訓練の実施に要する全額を負担していること
- ⑤訓練実施期間中の賃金を支払い期日までに支払っていること
- ⑥復帰後訓練労働者を訓練終了日の翌日から起算して6ヶ月を越えて継続して雇用していること
- ⑦復帰後訓練労働者について支給決定時までの間に事業主都合で離職していないこと

# 申請手続きについて



## 注意点

- **計画届は出向開始日の前日**（可能であれば2週間前）までに**愛媛労働局助成金センター**へ提出してください。
- 支給申請は1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに行えます（支給対象期）。支給申請の期限は支給対象期の末日の翌日から2ヶ月以内です。
- 計画届・支給申請の**手続きは出向元事業主がまとめて愛媛労働局助成金センター**へ提出してください。
- 計画届の提出および支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

# 申請・お問い合わせ先

- 愛媛労働局 職業安定部職業対策課 助成金センター  
松山市勝山町2丁目6-3 FJ松山ビル2階  
☎089-987-6370 受付時間(月～金曜日)8時30分～17時15分  
※土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁しております。
- 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター  
☎0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

## ■ 愛媛労働局ホームページに在籍型出向支援特設サイトを開設しています。

- ・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など  
在籍型出向のイロハが分かる  
「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- ・産業雇用安定助成金の支給要件・申請等に関する  
「産業雇用安定助成金ガイドブック」

などをご用意しております。ぜひご覧ください。

愛媛労働局HP内  
在籍型出向支援特設サイト

